

平成 30 年 3 月 1 日

平成 29 年度第 2 回岩手地方労働審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の募集要領によりお申込みください。

記

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 14 日（水）13 時 30 分から
- 2 場 所 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室（盛岡市盛岡駅西通り 1 丁目 9-15）
- 3 議 題
  - (1) 平成 30 年度岩手労働局行政運営方針（案）について
  - (2) 部会の活動について
    - ① 岩手県電気機械器具製造業最低工賃の品質、行程、規格等の見直しの検討結果について
    - ② 第 13 次労働災害防止計画について
  - (3) 地方自治体との一体的実施事業について
  - (4) ハローワークマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について
  - (5) その他
- 4 傍 聴 者 10 名以内
- 5 募集要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名、連絡先電話番号（お持ちの方は FAX 番号又はメールアドレス等も併せてご記入ください。）をご記入の上、はがき又は FAX にて、下記の宛先までお申込みください。（様式は自由です。）  
申込締切日は、**平成 30 年 3 月 8 日(木)(必着)**です。

○はがきの場合：〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9-15 盛岡第 2 合同庁舎  
岩手労働局 雇用環境・均等室 あて

○FAX の場合：FAX 番号 019-652-7782

岩手労働局 雇用環境・均等室 あて

(2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選となります。

抽選の結果、当選された方に対しては、当室より後日連絡いたします。

(3) 当日は、会議の開始 10 分前までにお越しください。

会議の開始後の入室は認められませんので、ご注意ください。

なお、事前にご応募いただいた方であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人を確認できる書類等をお持ちください。

## 6 そ の 他

(1) 傍聴される場合には、別紙の遵守事項を厳守してください。

(2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

事務局：岩手労働局 雇用環境・均等室

電話 019 - 604 - 3010

FAX 019 - 652 - 7782

《別紙》

審議会傍聴にあたっての遵守事項

- 1 傍聴整理番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 審議会事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話の電源は必ず切ってください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ及び録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言動に対して、賛否の表明及び拍手をすることはできません。
- 7 拡声器等審議の進行を妨げるおそれがあるものは、会場に持ち込めません。
- 8 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 9 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者について、会長はその者を退場させることがあります。